

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則(平成十九年財務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

(納付書の書式)

第一条 次の各号に掲げる納付書の様式及び作成の方法は、当該各号に定める納付書の書式に定めるところに準ずるものとする。

一 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号。以下「法」という。)第七条第六項又は第七項の納付書の関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十七条第四項(郵便物の関税の納付等)の納付書

二 法第七条第八項において準用する関税法第七十七条の三第一項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の納付書 同法第七十七条の三第一項の納付書

(日本郵便株式会社の納付手続等)

第二条 関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)第九条の三(日本郵便株式会社の納付受託の手続)の規定は、日本郵便株式会社が法第七条第六項又は第七項の規定により内国消費税(法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。)を納付しようとする者の委託に基づき当該内国消費税の額に相当する金銭の交付を受けた場合について準用する。この場合において、同令第九条の三第一項中「法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項(郵便物の内国消費税の納付等)」と、同条第二項中「令第六十八条の三第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)第六条の二第二項(日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等)」において準用する令第六十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(納付書の書式)

第一条 同上

一 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号。以下「法」という。)第七条第四項又は第五項の納付書の関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十七条第四項(郵便物の関税の納付等)の納付書

二 法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第一項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の納付書 同法第七十七条の三第一項の納付書

(日本郵便株式会社の納付手続等)

第二条 関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)第九条の三(日本郵便株式会社の納付受託の手続)の規定は、日本郵便株式会社が法第七条第四項又は第五項の規定により内国消費税(法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。)を納付しようとする者の委託に基づき当該内国消費税の額に相当する金銭の交付を受けた場合について準用する。この場合において、同規則第九条の三第一項中「法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項(郵便物の内国消費税の納付等)」と、同条第二項中「令第六十八条の三第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)第六条の二第二項(日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等)」において準用する令第六十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(日本郵便株式会社の報告)

第三条 関税法施行規則第九条の四（日本郵便株式会社の報告）の規定は、日本郵便株式会社が法第七条第八項において準用する関税法第七十七条の第三項（日本郵便株式会社による関税の納付等）の規定により税関長に報告する場合について準用する。この場合において、同令第九条の四中「法第七十七条の第三項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七十八条（郵便物の内国消費税の納付等）において準用する法第七十七条の第三項」と、「ごとに」とあるのは「ごとに、かつ、内国消費税の税目ごと」と、同令第一号中「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七十八条第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項)

第四条 関税法施行規則第九条の五（帳簿の記載事項）の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第五百号。以下「令」という。）第六条の第二項において準用する関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十八条の第三項（帳簿の記載事項等）に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、関税法施行規則第九条の五中「令第六十八条の第三項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六十八条の第二項（日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）」において準用する令第六十八条の第三項第一号」と、「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七十八条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

(日本郵便株式会社の報告)

第三条 関税法施行規則第九条の四（日本郵便株式会社の報告）の規定は、日本郵便株式会社が法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の第三項（日本郵便株式会社による関税の納付等）の規定により税関長に報告する場合について準用する。この場合において、同規則第九条の四中「法第七十七条の第三項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七十八条（郵便物の内国消費税の納付等）において準用する法第七十七条の第三項」と、「ごとに」とあるのは「ごとに、かつ、内国消費税の税目ごと」と、「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七十八条第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項)

第四条 関税法施行規則第九条の五（帳簿の記載事項）の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第五百号。以下「令」という。）第六条の第二項において準用する関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十八条の第三項（帳簿の記載事項等）に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第九条の五中「令第六十八条の第三項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六十八条の第二項（日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）」において準用する令第六十八条の第三項第一号」と、「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七十八条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

（電磁的記録による保存）

第四条 省略

2 省略

3 次に掲げる規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、電磁的記録に記録された事項について必要な程度で検索できる措置を講じなければならない。

一 省略

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七條第八項において準用する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七條の四及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十六條第十一項

4 省略

別表第一（第三条・第四条関係）

		法令	規定
一〇一二	省略	省略	省略
一三	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第七條第八項において準用する関税法第七十七條の四	
一四〇五〇	省略	省略	省略

別表第二（第五条―第七条関係）

（電磁的記録による保存）

第四条 同上

2 同上

3 同上

一 同上

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七條第六項において準用する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七條の四及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十六條第十一項

4 同上

別表第一（第三条・第四条関係）

		法令	規定
一〇一二	同上	同上	同上
一三	同上	第七條第六項において準用する関税法第七十七條の四	
一四〇五〇	同上	同上	同上

別表第二（第五条―第七条関係）

一三〇五一	一二	一〇二一	
省略	輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律	省略	法令
省略	第七条第八項において準用する関税法第七十七条の四	省略	規定

一三〇五一	一二	一〇二一	
同上	同上	同上	法令
同上	第七条第六項において準用する関税法第七十七条の四	同上	規定

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。
